

---

# 学校臨床の新展開

—⑩外国人も住民票を。しかし…—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

---

## 不法滞在対策

ある地方都市へ出張で出た際、駅前で遊ぶ小学校1、2年くらいのきょうだいの子どもたちを目にしました。外国人風です。子どもたちだけか？ と思ってみていると、しばらくして親らしき人もあらわれました。やはり外国人のようです。平日の日中、今日は、学校はないのかな。そう思いながらも、目的地に向かって歩いて行きました。

いま、日本にはたくさんの外国人が、生活をしています。日本は長びく経済不況のなかですが、それでも世界的にみると「円」は価値があるようですので、多くの外国人が日本で就労しています。そのなかには、正規滞在期間を超え、「不法滞在」という形で、日本に居住する人もいます。そして、そのなかには子どもを持つ人々もいます。法務省の統計によると、2011年末現在における外国人登録者数は、3年連続で大幅に減少しているものの207万8,508人、また、

2012年1月1日現在、約7万人の外国人が「不法」に日本に滞在しています。さて、前回にもふれましたが、今年（2012年）の7月、外国人登録の制度が変わり、外国人に対する新しい在留管理制度がスタートしました。これにより外国人も住民基本台帳に登録され「住民票」が発行されるようになりました。これまで入国管理局が行っていた在留状況の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた在留状況の把握をひとまとめにして、法務省が一元的に管理するようになったのです。この背景には、二元的管理による外国人人口実態の不明化、不法滞在の増加や不就学の問題などがあります。「住民票」ができるということは、住民としてのサービスの提供を受けることができるということですが、一方で「管理」されることでもあり、危惧しなければならないこともあります。

外国人も住民票を。しかし…

外国籍の子どもたちの不就学の問題はとも深刻です。これらの背景には言語や文化、教育に対する親の価値観等さまざまな課題があるかと思われませんが、長期間外国に滞在しながら、十分な教育を受けない子どもたちは、「ダブル・リミテッド」と言われるように、母語も第二言語も不完全な習得に陥ることが指摘されています。

現在、日本では外国人に対して普通教育を受けさせる義務規定はないと解釈されています。そのため、前回も述べましたが、「国際人権規約」や「子どもの権利条約」を根拠に、当該市町村教育委員会が、その外国人登録に基づき、外国人の保護者に対して就学案内を行い、外国籍の子どもが公立の小学校や中学校等への入学を希望する場合には、市町村の教育委員会が入学すべき学校を指定し、当該学校に入学させるということになっています。

これまで、法務省が行う入管手続きと、各市町村が行う外国人登録が必ずしもリンクしていなかったため、その外国人の在留期間が過ぎても、各市町村は把握することが難しく、各教育委員会は不法在留者であっても、人道的立場から就学通知を出し、各種サービスを行い、学校側も、不法滞在者の児童を受け入れてきました。ところが、市町村の外国人登録制度が廃止され、法務省下の管理に一元化されることにより、不法滞在者の子どもたちは、学校教育から排除されてしまう可能性があります。国では、従来の対応（不法滞在であっても、子どもの利益を優先すること）を継続すると表明していますが、実質的に市町村は正規滞在者の把握のみしかできなくなるため、これ

まで、不法滞在者の子らを含め行っていた就学通知や各種サービスの通知を行えなくなる、あるいは行いにくくなることも事実です。

外国人の就労受け入れをめぐるっては、介護や看護の場でも、慢性的な人手不足から、インドネシアやフィリピンといった外国人の受け入れを積極的に行っています（さまざまな面で、うまくいっていませんが…）。また中小企業の工場などでは外国人の労働力が必要不可欠となっています。そのようななか外国人も、日本人同様、生活者としてのさまざまな問題に直面します。ことに学校では、今後、さまざまな形でこれまで以上に、外国籍の子どもたちやその家族の問題が表面化してくるのではないかと思われます。こういったことに、福祉的視点は欠かせません。いま、特に外国人の居住の多い地域を中心に「多文化ソーシャルワーカー」の活躍が注目されていますが、学校現場でも、外国籍の子どもたちへの支援が強く求められています。外国人の子どもとして生まれたがゆえに、地域や学校から突然、排除されるようなことは子どもの人権上許されることではありません。

## スクールソーシャルワーカーの視点

スクールソーシャルワーカーの視点について、長くなりますが、文部科学省（2006）から引用させていただきます。

スクールソーシャルワークが従来の施策と異なるのは、以下の点である。第一に児童生徒との関係性である。これま

では、「無力あるいは非力な子どもを大人が指導、教育する」という視点で対応の枠組みが組み立てられてきた。だが、スクールソーシャルワークでは、職業的価値観である「人間尊重の理念」のもとに、「問題解決は、児童生徒、あるいは保護者、学校関係者との協働によって図られる」と考える。スクールソーシャルワーカーは、問題解決を代行する者ではなく、児童生徒の可能性を引き出し、自らの力によって解決できるような条件作りに参加するというスタンスをとる。

第二に、問題を個人の病理としてとらえるのではなく、人から社会システム、さらには自然までも含む「環境との不適合状態」としてとらえる。ゆえに、対応としては、「個人が不適合状態に対処できるよう力量を高めるように支援する」、あるいは「環境が個人のニーズに応えることができるように調整をする」という、「個人と環境の双方に働きかける」という特徴を有する。

文部科学省（2006年）「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」（報告書）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/019.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/019.htm)

すべての子どもは、生まれる場所を自ら選ぶことができません。どのような場所で生まれ、育ったとしても、子どもが自らの力で、自己の人生を主体的に引き受けて生きていけるよう環境を整える努力を大人はしていかなければならないと思います。